

魅力ある住みよい都市をめざして

みち

ふくおかの道づくり



福岡市道路下水道局

ご存じですか？ 道路の役割

通勤する、通学する、買物に行く、散歩する、ジョギングする、旅に出る…。
 私たちは、毎日さまざまな目的で道路を利用しています。
 人や車が通るだけでなく、食べ物や日用品のほとんどが道路を通って運ばれます。
 そのために、みなさまのご協力を得ながら、道路の整備を行っています。



日赤通り



学園通線

道路にはさまざまな役割があります

人や物を運びます

自動車をはじめ
 自転車、歩行者等
 の交通路となると
 ともに、大量輸送
 機関の交通路とな
 っています。



昭和通り

都市防災に力を発揮します

防災空間として
 緊急災害時の避難、
 救助物資の輸送等に
 不可欠な役割を担っ
 ています。



公益施設を収容しています

電気・電話・ガス・上下水道等の供給処理施設を収容しています。



電線類地中化によりすっきりとした景観となった荒戸三丁目付近

町づくりをリードします

街区や住区の
 構成を決定する等、
 都市の土地利用の
 構成や市街地の
 誘導・発展に大
 きく影響を与えます。



西鉄香椎宮前駅付近

通風や採光、緑化に役立ちます

散策や通風採
 光等のための都市
 空間を提供し、街
 路樹等により沿道
 の建物と調和した
 都市景観を形成し
 ます。



百道浜地区

道路整備の流れ

1 都市計画決定

都市計画決定がされますと、都市計画道路の区域内で、建物を建てる場合は、下記の条件が付加されます。



[許可の基準]

- ①階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造物であること。
- ※都市計画道路区域内であっても、階数が3階以下まで許可される場合がありますのでご相談ください。

2 事業説明会の開催

土地所有者等、関係者の皆さんに事業の内容を説明します。



3 現況調査

土地測量をします。道路に必要な幅・面積の確定を行います。



4 「街路事業」 事業認可(知事認可)

事業計画には事業施工期間、施工区間等を定め、知事の認可を受けるとともに告示され、関係図書が公衆の縦覧に供されます。

事業認可告示後は下記の制限が生じます。

[制限の内容]

都道府県知事の承認が必要なもの

- ①土地の形、質を変更するとき。
- ②工作物を新築、改築、増築、大修繕するとき。
- ③物件を付加増置するとき。

* 都道府県知事の承認を得ないで上記の行為が行われた場合、増加分についての損失補償は請求できません。

「道路事業」 事業承認(大臣認可)

道路法に基づき、道路認定後に、事業施工期間、施工区間・区域を定め、国土交通大臣の承認を受け事業に着手します。

5 用地の買収・補償

土地、建物、その他の補償については、補償基準に基づいて適正な評価をし補償を行います。

[補償の内容]

- ①土地代金
 - ②建物所有者に対する補償
 - ③借家人に対する補償
 - ④その他実情に応じて補償があります。
- * 補償は金銭で各人別に行います。

[補償金の課税特例]

- ①土地代金等の対価補償については、代替資産を取得した場合の特例か、又は5,000万円までの特別控除か、どちらかの適用を受けることができます。
- ②移転及び経費補償金は、支払いを受けた補償金以下の金額を使った場合は、残額が課税の対象となります。
- ③営業補償金等の収益補償金については、課税の対象となります。

* 詳しくは、所轄税務署にご相談ください。



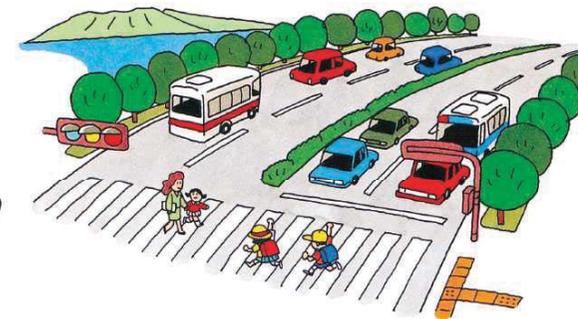
6 工事の施工・完了

上下水道・ガス・電気・電話等の先行工事を行った後、道路整備を行います。



7 供用の開始

工事が完了すれば、道路の供用が開始されます。道路の供用後の維持管理は、各区役所で行います。

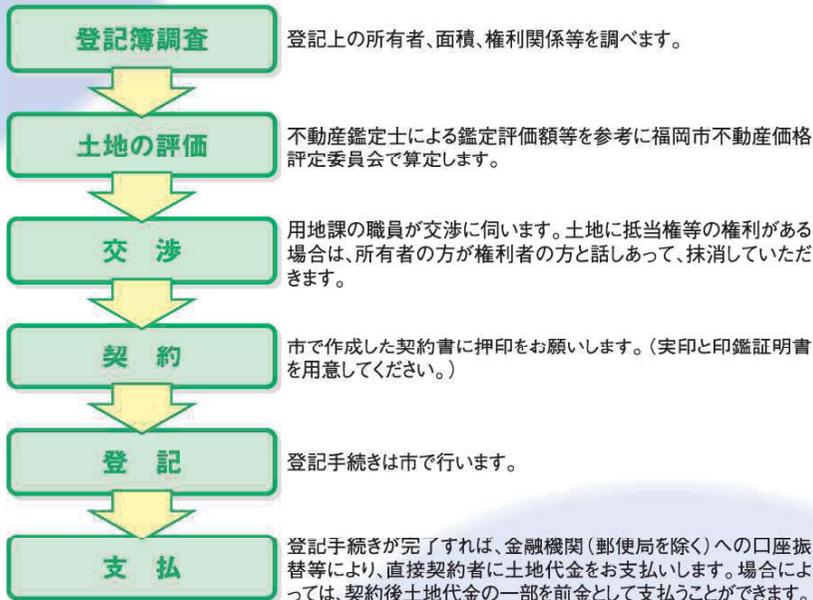


用地補償の手順

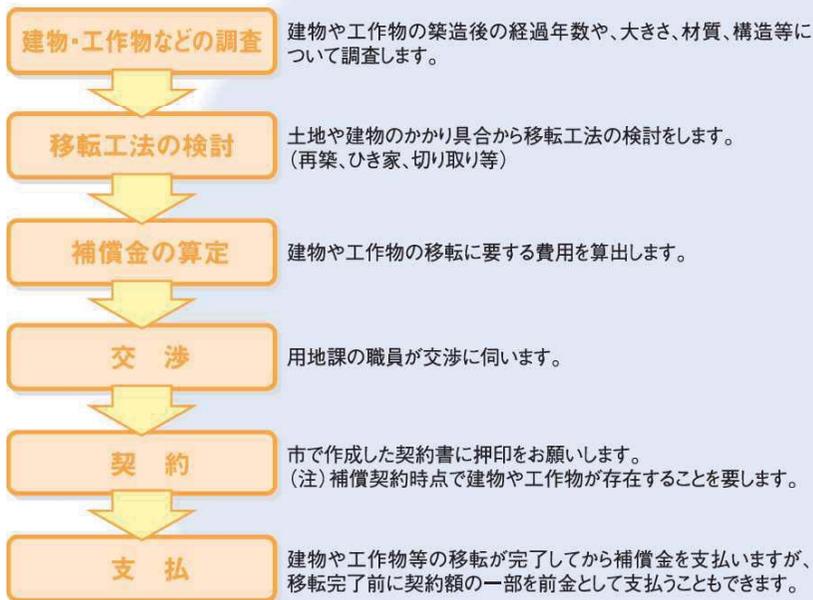
愛称道路図



① 土地の取得



② 建物や工作物の補償



お知らせください道路の

いた **痛み**

道路上で次のような箇所がありましたらお知らせください

- 照明灯の故障
- 側溝ふたの破損
- 道路にあいた穴
- ガードレール・カーブミラーの破損

区役所	担当課	昼間の連絡先 (8時30分～17時15分)	夜間及び土・日・祝日の連絡先
東区役所	維持管理課	TEL645-1057 FAX632-8999	TEL631-2131
博多区役所	維持管理課	TEL419-1062 FAX441-5603	TEL441-2131
中央区役所	維持管理課	TEL718-1084 FAX718-1079	TEL714-2131
南区役所	維持管理課	TEL559-5092 FAX559-5096	TEL561-2131
城南区役所	維持管理課	TEL833-4078 FAX822-4095	TEL822-2131
早良区役所	維持管理課	TEL833-4338 FAX841-6687	TEL841-2131
入部出張所	道路維持第2係	TEL804-2455 FAX804-2026	TEL804-2011
西区役所	土木第1課	TEL895-7047 FAX882-2137	TEL881-2131
西部出張所	土木第2課	TEL806-0411 FAX807-3080	TEL806-0004

福岡市道路下水道局

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号



この印刷物は、再生紙を使用しています。